

医療的ケア児支援 ハンドブック

青森県健康福祉部障害福祉課

令和2年2月

目 次

<はじめに>	p1
<医療的ケア児とは>	p2
<障害福祉サービスの概要（相談支援）>	p2
医療的ケア児に関わる年齢別の各種制度（参考例）	p3
<障害福祉>	
身体障害者手帳	p3
愛護（療育）手帳	p4
障害福祉サービス	p5
障害福祉サービス利用の手続き	p6
障害福祉サービスの概要（介護給付・訓練等給付）	
●居宅介護（ホームヘルプ）	p7
●同行援護	p7
●行動援護	p7
●重度障害者等包括支援	p7
●短期入所（ショートステイ）	p8
障害福祉サービスの概要（障害児支援）	
●児童発達支援、医療型児童発達支援	p8
●放課後等ディサービス	p9
●居宅訪問型児童発達支援	p9
●保育所等訪問支援	p9
●福祉型障害児入所施設	p9
●医療型障害児入所施設	p9
医療的ケア児の受入れ可能な事業所一覧（別冊）	p9
障害者総合支援法の対象疾病	p10
日常生活用具給付事業	p11
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	p12
補装具費支給制度	p13
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	p13
<各種手当制度>	
児童手当	p13
児童扶養手当	p14
特別児童扶養手当	p15
障害児福祉手当	p15
心身障害者扶養共済制度	p15
<各種医療費助成制度>	
未熟児養育医療等給付事業	p16
小児慢性特定疾病医療費助成制度	p16
指定難病医療費助成制度	p18
重度心身障害者医療費助成制度	p19
自立支援医療費（育成医療）	p19
子どもの医療費助成制度	p19
<障害福祉サービス・医療的ケア児支援に関する市町村窓口>	p20
<保育全般に関する市町村窓口>	p21
<就学相談・教育相談>	p22
<就学・教育相談窓口>	p23
すべてのお子さんが十分な教育を受けるために ～就学手続きや早期からの一環した支援について～	p24
<青森県特別支援教育情報サイト>	p27

- 別冊 ・ 医療的ケア児の受入可能な事業所等一覧
- ・ 医療的ケア児の受入可能な保育施設一覧

<はじめに>

近年、医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が全国的に増加している状況であり、県内における令和元年度の実態調査の結果では、166人と推計され、年々増加しています。

また、平成28年6月には児童福祉法の改正により、県や市町村に医療的ケア児の支援体制の整備が義務付けられました。

このため、県では、平成30年度から、「青森県障害者自立支援協議会」に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関及び当事者団体に所属する方々を委員とする医療的ケア児支援体制検討部会を設置し、医療的ケア児が心身の状況に応じて適切なサービスを受けられるよう、医療的ケア児支援に係る課題やその解決策を議論し、具体的な事業の実施に取り組んでいるところです。

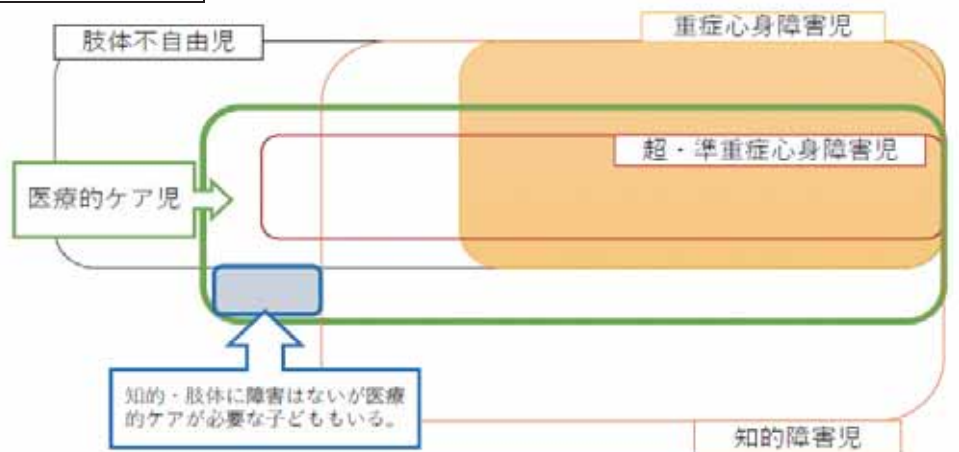
当検討部会において、県内の医療的ケア児支援に係る主な課題として、看護師等の人材確保の問題や支援スキルの不足などの理由により、障害福祉サービスの事業所や保育所での受入が進んでいないことに加え、保護者や家族のための相談窓口がわかりにくく、相談しても十分に対応してもらえないことから、地域における一元的な相談対応を図るため、医療的ケア児の家族や支援に携わる関係者へ療育に係る各種制度や社会資源等に関する情報を紹介することが必要であるとの意見が出されているところです。

県では、今回、当該意見等を踏まえ、医療的ケア児が心身の状況に応じて適切な療育サービスを受けるための一助とするため、医療的ケア児の家族や支援に携わる相談支援専門員等向けに「医療的ケア児支援ハンドブック」を作成しました。

< 医療的ケア児とは >

医療的ケア児は、人工呼吸器や胃ろう等の医療機器、たん吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要です。

医療的ケア児の概念



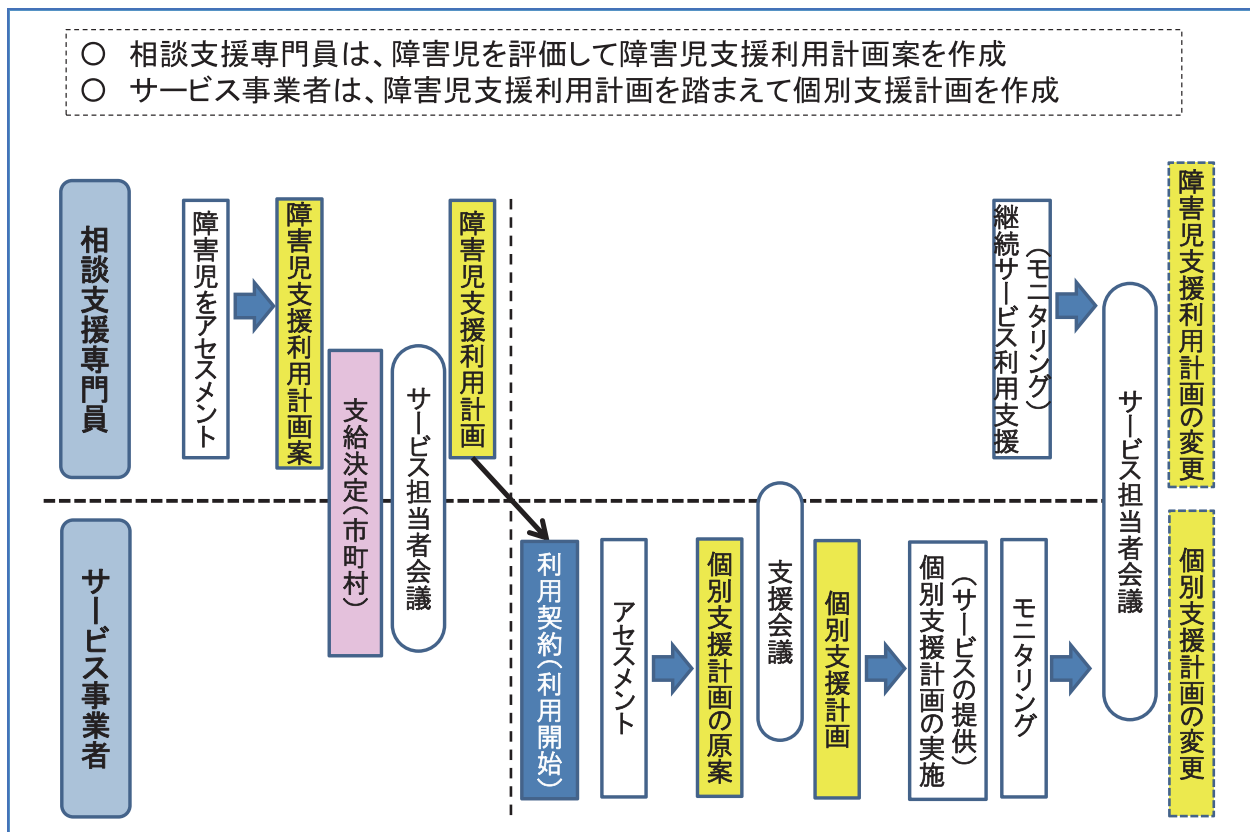
【医療的ケア】

人工呼吸器、気管切開、吸引、経管栄養（経鼻、胃瘻、腸瘻）、酸素療法、導尿、IVHなど

※出典：日本重症心身障害福祉協会 医療問題検討委員会報告（平成 29 年 5 月 19 日）一部改正

< 障害福祉サービスの概要（相談支援） >

- 相談支援専門員は、障害児を評価して障害児支援利用計画案を作成
- サービス事業者は、障害児支援利用計画を踏まえて個別支援計画を作成



※障害児支援は、個別に利用の可否を判断(支援区分を認定する仕組みとなっていない)
 ※相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断(支援区分を利用要件としていない)

医療的ケア児に関わる年齢別の各種制度(参考例)

年齢	NICU入院		在宅療養を導入				在宅療養																																					
	出生～	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	10歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	65歳																				
対象児の状況	重症仮死で入院 NICU入院、8ヶ月で退院	脳性麻痺と診断、身障者手帳を取得	肺炎で頻回入院	嘔吐下痢のため入院	痙攣のコントロール困難	出をばじめる	兄弟の幼稚園入園により外	幼稚園入園	児童発達支援への通所開始 幼稚園入園に向けての準備	幼稚園入園	校入学	母親付き添いのもと、小学校入学	側弯が進行	中学校入学に向けての準備	中学校入学	中学校入学	高校入学に向けての準備	高校入学	高校入学	就業に向けての準備	社会参加	自立支援 就労	生活介護	成人式・障害者年金・後見人	介護保険への切り替え																			
教育	保育園		幼稚園		小学校		中学校		高校		大学 専門学校																																	
通園・通院	児童発達支援		放課後等デイサービス		生活介護																																							
在宅	病院や療育センターのリハビリ														病院への通院																													
その他	訪問診療														医療保険の訪問看護・訪問リハビリ										介護保険の訪問看護等																			
在宅	居宅介護														移動支援・行動援護										重度訪問介護																			
在宅	居宅訪問型保育																																											
その他	医療型・福祉型障害児入所														療養介護施設・グループホーム										障害児相談支援										障害者計画相談支援									
その他	子ども子育て支援新制度																																											

※出典：令和元年度厚生労働省委託事業「小児在宅医療に関する人材養成講習会」資料

<障害福祉>

◆◆身体障害者手帳◆◆

□ 概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、青森県知事（青森市及び八戸市に住所を有する方はそれぞれの市長）が交付します。

障害者福祉施策は手帳の交付を受けていることが前提となっている場合が多く、また、他の制度による福祉措置（税の控除・減免、JR運賃の割引など）についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合があります。

□ 交付対象者 … 身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

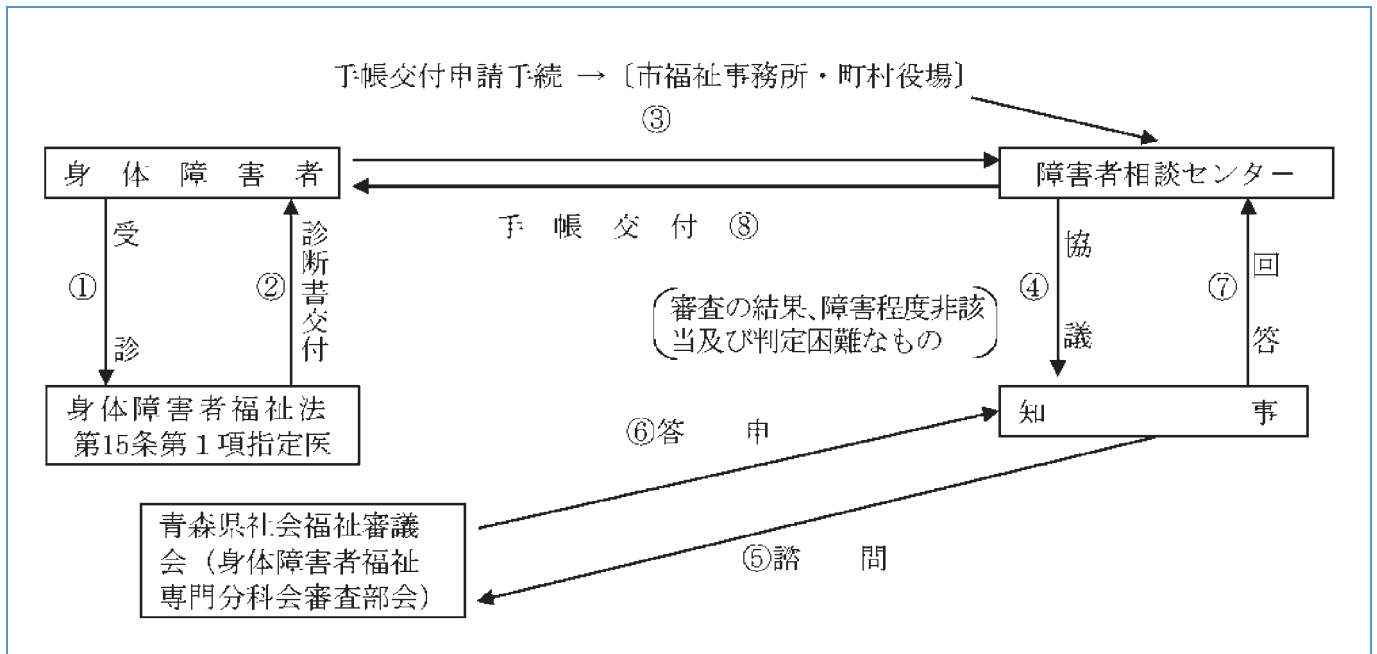
別表に定める障害の種類（いずれも、一定以上で継続することが要件とされている）

- ① 視覚障害
- ② 聴覚又は平衡機能の障害
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ⑥ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ⑦ 小腸の機能の障害
- ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ⑨ 肝臓の機能の障害

□ 障害の程度

法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められています。

□ 交付申請



□ 申請先 … 居住地の市福祉事務所又は町村役場

□ 申請書類

・身体障害者手帳交付申請書 ・指定医の診断書 ・写真（たて4cm、よこ3cm）

◆◆愛護（療育）手帳◆◆

□ 概要

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は障害者相談センターにおいて知的障害と判定された者に対して、青森県知事が交付します。

都道府県市町村の障害者福祉施策は手帳の交付を受けていることが前提となっている場合が多く、また、他の制度による福祉措置（税の控除・減免、JR運賃の割引など）についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合があります。

□ 交付対象者 … 児童相談所（18歳未満）又は障害者相談センター（18歳以上）において知的障害であると判定された者

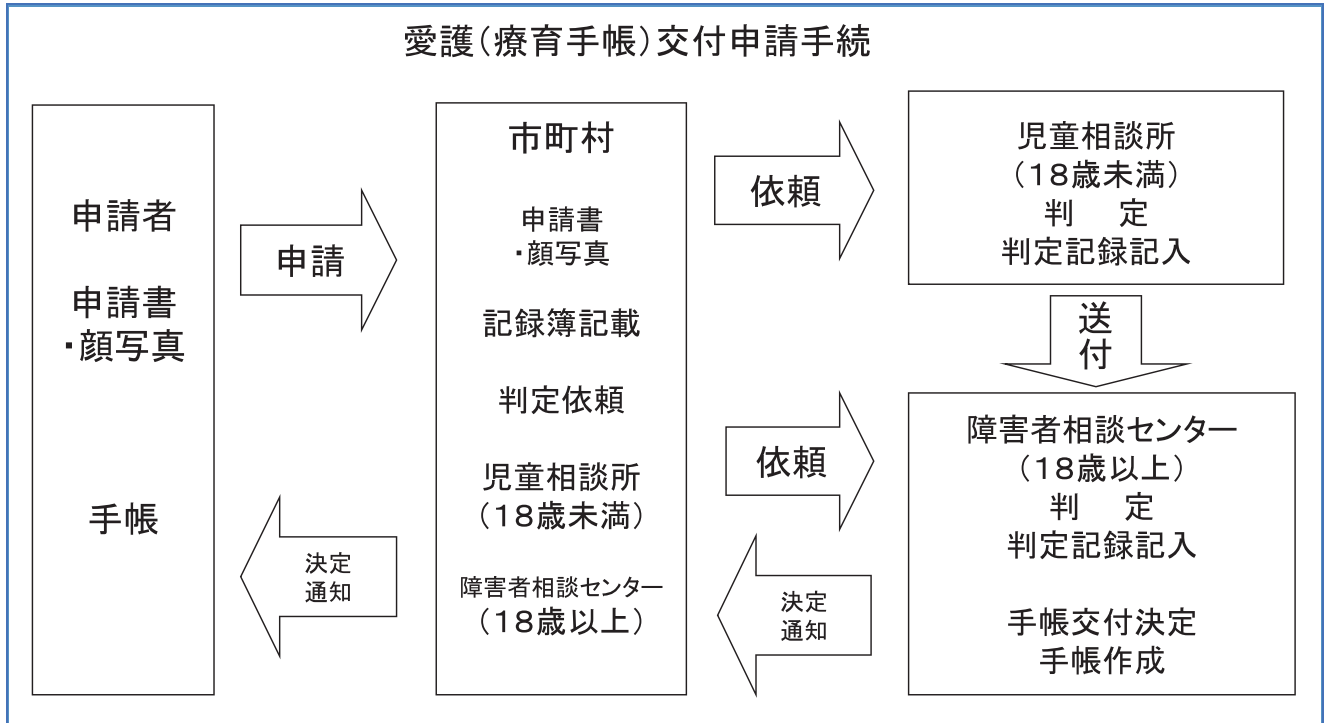
□ 障害の程度及び判定基準

○重度（A）の基準

- ① 知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者
 - 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。
 - 異食、興奮などの問題行動を有する。

- ② 知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者
- それ以外（B）の基準
- 重度（A）のもの以外

□ 交付申請



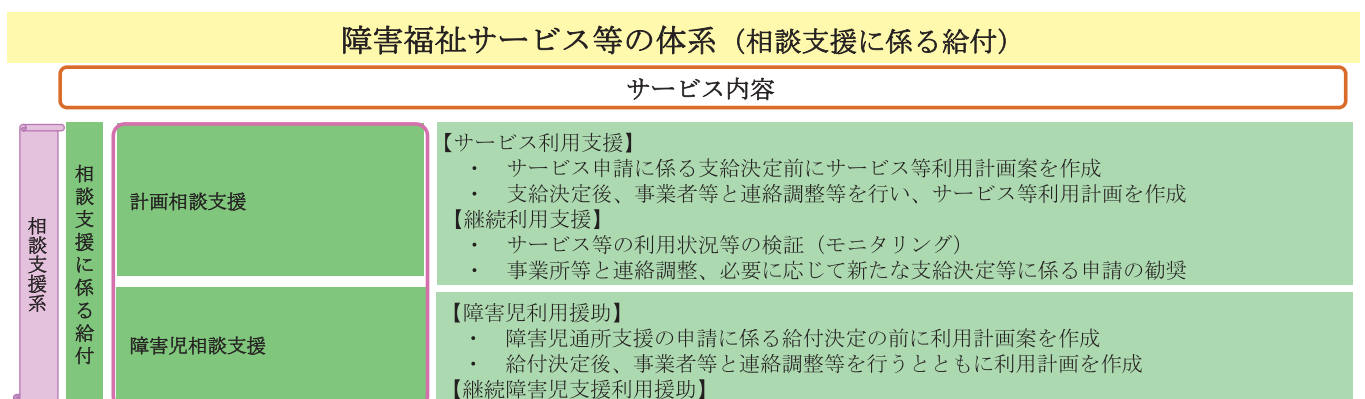
- 申請先 … 居住地の市福祉事務所及び町村役場
- 申請書類
 - ・ 愛護手帳（療育手帳）交付等申請（届出）書
 - ・ 写真（たて4cm、よこ3cm）

◆◆障害福祉サービス◆◆

□ 概要

障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づき支給されるサービスです。身体障害、知的障害、発達障害、精神疾患、難病などにより日常生活に制限が生じ、介護や就労支援を必要とする方々を主な支援対象としています。

□ 障害児が利用できるサービスの体系



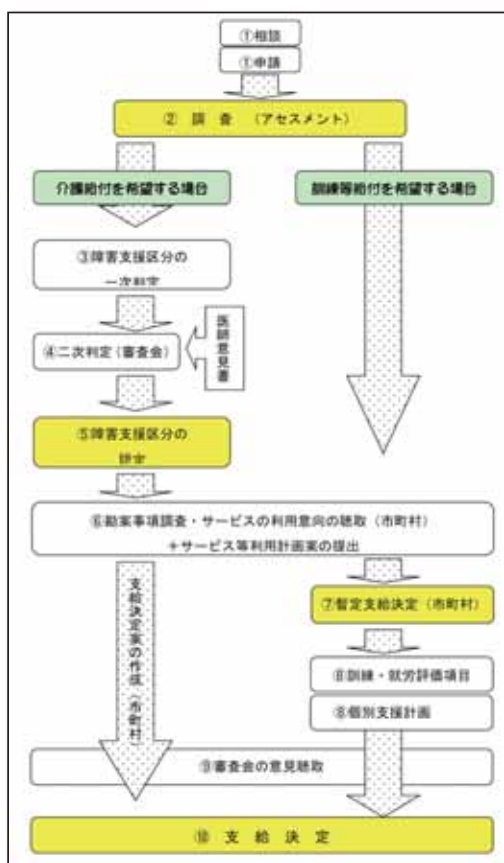
障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	
訪問系	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う
活動系中		短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

障害福祉サービス等の体系（障害児支援に係る給付）

		サービス内容	
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う
		医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う
		放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う
障害児訪問系	障害児支援に係る給付	居宅訪問型発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う
		保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う
障害児入所系	障害児支援に係る給付	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う
		医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う

□ 障害福祉サービス利用の手続き



①相談・申請

サービスを利用したい場合は、市町村又は相談支援事業者に相談をし、サービスが必要な場合は市町村へ申請をする。

②調査（アセスメント）※国統一の調査項目が定められている

申請をすると、市町村の職員などにより障害の状況などについて調査が行われる。

③一次判定（市町村）

判定ソフトを使って判定を行う。

④二次判定（審査会）

一次判定の結果と市町村が主治医に依頼した「医師意見書」をもとに市町村審査会で判定を行う。→市町村へ判定結果を通知

⑤障害支援区分の認定

障害支援区分及び区分有効期間の認定を行う。→申請者へ認定結果通知

※障害支援区分とは…障害支援区分とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。区分1～区分6までの6段階の区分であり、区分6の方が必要度は高い。

※有効期間とは…障害支援区分の認定にあわせて、3年間を基本とした有効期間が認定される。障害者の心身の状態が変わりやすいと考えられる場合などには、3ヶ月以上3年未満の範囲で有効期間を決定することができる。

⑥勘案事項調査・サービスの利用意向の聴取

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、地域生活、介護者、居住、日中活動、就労などの状況を把握する勘案事項の調査を行う。申請者本人から聴き取り等を行い支給決定案を作成。市町村からサービス等利用計画書の提出を求められた障害者は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を提出する。

⑦暫定支給決定（訓練等給付費）

2ヶ月以内の範囲で個別ケースに応じた必要期間を設定する。対象サービスは、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型となる。

⑧訓練・就労評価項目、個別支援計画

一定期間、実際にサービスを利用した後、「本人の利用意思」及び「サービスが適切かどうか」の確認を行い、評価項目に沿った一人一人の個別支援計画を作成し、その結果をふまえて本支給決定が行われる。

⑨審査会の意見聴取

審査会は市町村から作成した支給決定案について意見を求められた場合は、支給決定案を作成した理由等の妥当性を審査し、支給決定案等についての意見を市町村に報告する。また、訓練等給付等の有効なサービス利用について意見を述べる場合がある。

⑩支給決定（決定内容を記載した受給者証を交付）

サービスの種類、支給量、支給量の有効期間等を決定する。

□ 障害福祉サービスの概要（介護給付・訓練等給付）

● 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

【対象者】

障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する支援の割合）である者

ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、次のいずれにも該当する支援の割合（障害児にあっては、これに相当する支援の割合）であること

- (1) 障害支援区分が区分2以上に該当していること
- (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること
 - ・ 歩行：「全面的な支援が必要」
 - ・ 移乗：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - ・ 移動：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - ・ 排尿：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - ・ 排便：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

● 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行います。

【対象者】（障害支援区分の認定を必要としないものとする。）

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等であって、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者

● 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行います。

【対象者】

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の割合）である者

● 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入

所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

【対象者】

障害支援区分が区分6（障害児にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、次のいずれかに該当する者

類型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（I類型）	<ul style="list-style-type: none"> 筋ジストロフィー 脊椎損傷 ALS（筋萎縮性側索硬化症） 遷延性意識障害等
	最重度知的障害者（II類型）	<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障害者等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（III類型）		<ul style="list-style-type: none"> 強度行動障害等

● 短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

【対象者】

<福祉型（障害者支援施設等において実施）>

- (1) 障害支援区分が区分1以上である障害者
- (2) 障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

<医療型（病院、診療所、介護老人保健施設において実施）>

遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者 等

□ 障害福祉サービスの概要（障害児支援）

● 児童発達支援、医療型児童発達支援

小学校就学前の6歳までの障害のある子どもが主に通い、支援を受けるための施設で、日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育園や幼稚園のように遊びや学びの場を提供しています。

【対象者】

- ・児童発達支援（障害者手帳の有無は問わない）
療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児
- ・医療型児童発達支援
上肢、下肢または体幹機能に障害があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援等が必要と認められた児童

● 放課後等ディサービス

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

【対象者】

学校教育法第 1 条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

● 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等ディサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ適応するための訓練及びその他必要な支援を行います。

【対象者】

重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

● 保育所等訪問支援

保育所等に通う障害のある児童について、通い先の施設等を訪問し、障害のある児童及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。

【対象者】

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

● 福祉型障害児入所施設

障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行います。

【対象者】

施設に入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識技能の付与を行う必要があると認められる障害のある児童

● 医療型障害児入所施設

障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行います。

【対象者】

施設等に入所させて、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことが必要と認められた自閉症児、肢体不自由児、重症心身障害児

◆◆ 医療的ケア児の受入可能な事業所一覧（別冊） ◆◆

- ・令和元年9月1日現在での、医療的ケア児の受入可能な福祉事業所等及び保育所等の一覧は、医療的ケア児支援ハンドブックの別冊に掲載しています。
- ・受入可能な事業所等について、毎年度調査し、情報発信していきます。